

安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

## 記憶を記録しない「真理省」的状况を憂える

### はじめに～「真理省」とは

@ジョージ・オーウェルの逆ユートピア小説  
『一九八四年』(1949)より

ミニストーリー・オブ・トゥルー

「真理省(略)は視界に映る他の対象とは驚くほどかけ離れていた。巨大なピラミッド型の建築で、白いコンクリートをきらめかせ、上空三百メートルの高さまでテラスを何層も重ねながら、聳え立っている。その白い壁面に優雅な文字によってくつきりと浮かび上がった党の三つのスローガンは、ウイストンの立つ窓辺からも辛うじて読めた。

戦争は平和なり  
自由は隷従なり  
無知は力なり (11頁)

明治大学政治経済学部・西川伸一  
nisikawa1116@gmail.com (■→@)  
<http://www.nishikawashin-ichi.net/>  
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~kokkaron/>  
twitter:@azusayui



George Orwell  
(1903-1950)



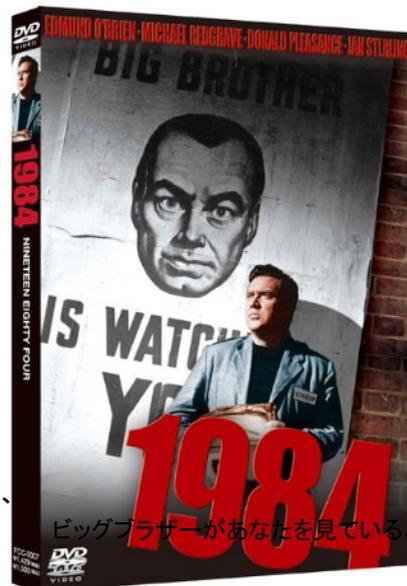
『一九八四年』高橋和久訳  
(ハヤカワepi文庫, 2009)

安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

### @主人公ウインストン・スミス

オセアニア国真理省記録局に勤務。  
仕事内容は《タイムズ》のバックナンバーを「現在の状況に合致する」ように「修正」すること。

「《タイムズ》のどの号にしる、必要であるということになった訂正文が全部集められて照合されると、ただちにその号が再発行され、元の号は廃棄処分となる。そしてその代わりに訂正版がファイルに綴じられるのである。この間断ない改変作業の対象は新聞だけに留まらない。それは、書籍、定期刊行物、パンフレット、ポスター、ちらし、映画、サウンドトラック、漫画、写真類から、政治的な或いはイデオロギー上の意味を含んでいるかもしれないと危惧されるあらゆる種類の文献、文書にまで及んでいた」(64頁)。



ビッグブラザーがあなたを見ている

映画「1984」(英・1956)

映画では《タイムズ》は「官報」<sup>2</sup>



安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

@記憶にないことを記録する。

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君不信任の動議に賛成の方の起立をお願いします。  
 (賛成者起立)  
 ○理事 佐藤正久君 起立少数と認めます。よって、本動議は賛成少数により否決されました。鴻池委員長の復席をお願いします。速記を止めてください。  
 (速記中止)  
 ○理事 佐藤正久君退席、委員長着席  
 ○委員長(鴻池祥肇君) ……(発言する者多く議場騒然、聴取不能)  
 (委員長退席)  
 午後四時二十六分



本日の本委員会における委員長(鴻池祥肇君)復席の後の議事経過は、次のとおりである。  
 速記を開始し、  
 ○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第七二号)  
 ○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(閣法第七三号)  
 ○武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第一八号)  
 ○在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第一七号)  
 ○合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第一八号)  
 ○国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第一九号)  
 ○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(参第二〇号)  
 ○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第二

9月18日に議員に配布された未定稿

10月11日に参院HPに公開された議事録で追加された部分

福山哲郎参院議員「議事録は歴史の検証に耐えられるものでなければなりません。今のままでは、事実と異なることが後世に残ります」

<http://www.fukuyama.gr.jp/diary/>

三号)  
 ○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第二四号)  
 右九案を議題とし、  
 ○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第七二号)  
 ○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(閣法第七三号)  
 右開案の質疑を終局した後、いずれも可決すべきものと決定した。  
 なお、両案について附帯決議を行った。

安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

「他の誰もが党が押し付ける嘘を受け入れることになれば——すべての記録が同じ作り話を記すことになれば——その嘘は歴史へと移行し、真実になってしまう。党のスローガンは言う、「過去をコントロールするものは未来をコントロールし、現在をコントロールするものは過去をコントロールする」と(オーウェル、前掲書、57頁)。

@参議院規則

- 第56条 委員会においては、その会議録を作成する。
- 第57条 委員会の会議録は、委員長又は当日の会議を整理した理事がこれに署名し、事務局に保存する。
- 第58条 (略)
- 第59条 前3条に定めるものの外、委員会の会議録については、第156条から第158条までの規定を準用する。
- 第156条 会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。
- 第157条 (略)
- 第158条 発言した議員は、会議録配付の日の翌日の午後五時までに発言の訂正を求めることができる。但し、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

「参院事務局によると、鴻池氏の判断で、最終的に「可決すべきものと決定した」との文言が議事録に追加されたという」『朝日新聞』2015.10.14。 <sup>6</sup>

安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

## 2 記憶を記録しなかった内閣法制局

@9月28日付『毎日新聞』スクープ

憲法解釈変更

法制局、経緯公文書残さず  
審査依頼翌日回答

「政府が昨年7月1日に閣議決定した集団的自衛権の行使容認に必要な憲法9条の解釈変更について、内閣法制局内部での検討過程を公文書として残していないことが分かった。法制局によると、同6月30日に閣議決定案文の審査を依頼され、翌日「意見なし」と回答した。意思決定過程の記録を行政機関に義務づける公文書管理法の趣旨に反するとの指摘が専門家から出ている。(略)

横島裕介長官の国会答弁によると、安倍晋三首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)や自民・公明両党による安保法制の与党協議会で使われた資料を継続的に受け取り、必要に応じて内閣官房から説明を受けつつ「部内で検討を加えていた」という。

7

安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

## @公文書等の管理に関する法律

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

★254字！

第4条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又は了解及びその経緯

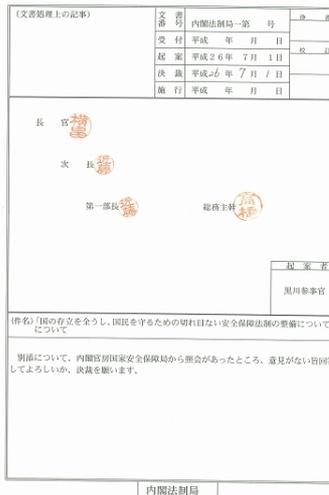
安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

**@「由らしむべし知らしむべからず」の行政文化**

「法制局には多くの文書を残さない「文化」があったようだ。「途中経過が外に出ると誤解が広がる。事案が機微なほど、記録は取らない傾向があった」と、法制局に勤務経験のある元官僚は明かす。『毎日新聞』2015.10.7

「開示文書によると、2013年2月に再開した安倍晋三首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」に、当時法制次長だった横島氏や黒川氏ら参事官もオブザーバーで出席。昨年5月に始まった与党協議会でも、会合ごとに事務局の国家安全保障局から資料を受け取っていた。この間、法制局内で「どこまでなら憲法上大丈夫か、という検討はしていた」（黒川氏）という。

公文書管理法は、行政機関に意思決定過程の記録を義務づけている。黒川氏は同法について「意識していた」と述べ、閣議決定までの検討は「『頭の整理』というのが正直なところ」と話し、文書に残す対象ではないと考えていたことを明らかにした。『毎日新聞』2015.10.16。



安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

**@文書主義は近代官僚制の原理**

「9月28日毎日新聞は、内閣法制局が(略)その過程を記録する公文書を残さなかった実態を報じた。法制局は記録を残す必要が無かったとの見解であるが、その判断は当事者が下すものではない。

これは、政治主導で憲法解釈の大転換が行われ、「法の番人」と呼ばれた内閣法制局がその役割を放棄したのと同時に、日本の行政はいまだに文書主義にのっとった運営がなされていない深刻な状況を示している。公文書作成は法律の義務づけがあるだけでなく、文書主義は近代官僚制の原理でもある。

沖縄返還交渉の過程で「核持ち込み密約」が交わされた記録文書が、米国側から発掘されていたのに対し、日本政府は長年、記録が無いとして密約の存在を否定し続けた。この主張が虚偽であることが最終的に証明されたのは、民主党政権による検証で、文書が佐藤栄作元首相の遺族の家から発見されたためであった。沖縄の命運を決めた文書が私的に保管されるという、日本の前近代的な非文書主義の実態を露呈した。

文書主義の欠如は、政府の説明責任と歴史への責任を損なう、民主政治の根幹に関わる重大問題である。安保関連法が成立したことで済まされるべき問題ではない」佐藤学「メディア時評」『毎日新聞』2015.10.25。 10

安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

## むすびにかえて～「いやな感じ」

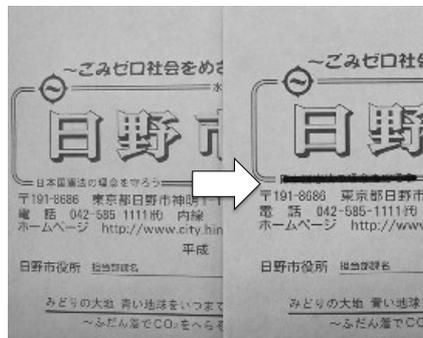
### @現代の「黒塗り」

「市によると問題の封筒は2011年までに作られた旧型で、今は保持していない環境基準ISO14000の文字が最上部にある。同市緑と清流課の課長は今年2月、課で使う分について「文字を消すように」と職員に指示。消す場所ははっきり伝えなかった。

13年に作られた新型の公用封筒では「日本国憲法の理念を～」の言葉がなくなっていたため、職員は、旧型封筒の憲法部分を消せばよいと勘違い。約1200枚をペンで塗りつぶし、このうち約700枚が市民への書類送付などに使われた。(略)

なぜ新型封筒では憲法部分が削られたのか。市は「デザインをシンプルにするため」としている」『毎日新聞』2015.10.31。

★時代の「空気」を読み、無意識に「ウインストン化」する「いやな感じ」の浸潤  
⇒「集合的無意識」(佐藤優『官僚階級論』モナド新書、2015年、14頁)



安保法の廃棄を求める千代田4大学共同講演会・2015.11.14

### @共和主義の主張に学ぶ

「共和主義は、多数者による決定を重視するが、真の意味で多数者のためになる決定をおこなうには、何重もの条件が必要だと考える。／その条件の一つが憲法である。憲法という形で権力者を縛る必要があるのは、権力者が「多数者による支持」を理由に、国民に害悪を与える決定をなすことを避けるためである。(略)たとえ民主的正統性があったとしても、その人物に権力を白紙委任するわけにはいかない。多数に支持された権力者が真の意味で全員にとって善い決定をするとはかぎらないからである」

成澤孝人なりさわ・たかと「違憲の法案と参議院の責任」『時の法令』1986号(2015.9.30)47-48頁。

「政治主導を標榜した民主党は、鳩山内閣の時期、独立性の高い機関の長として国会答弁が認められる「政府特別補佐人」から、内閣法制局長官を除外する国会改革法案の成立を図った。そこには、官僚たる内閣法制局長官ではなく、政治家が憲法解釈を行うという、今から見れば危ういねらいが存在していた。／自民党は(略)正しい批判を民主党に加えていた。「憲法は、主権者である国民が政府・国会の権限を制限するための法であるという性格をもち、その解釈が、政治的恣意によって安易に変更されることは、国民主権の基本原則の観点から許されない」中北浩爾『朝日新聞』2015.10.29<sup>12</sup>。